

部活動の地域展開に伴う教員の兼職兼業について

1 国・県からの通知・ガイドライン

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン 抜粋
(文部科学省 令和 7 年 12 月)

- ・ 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和 5 年 1 月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが必要。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、市区町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要。
- ・ 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教師等）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備することが重要。

2 本市における教職員の兼職兼業許可

- 令和 5 年度 ～（地域指導者と連携した休日部活動の実施）
 - ・ 休日部活動の小学校教員の兼職兼業許可を開始 ※中学校教員の兼職兼業は不可
【中学校教員が不可の理由】
 - 顧問（報酬なし）として係わる教員と地域指導者（報酬あり）として係わる教員では、報酬の有無に差が生じ、顧問の意欲低下や不満増大につながるため。
 - 常駐する教員が地域指導者と活動することで、人材不足が顕在化しにくくなり、地域住民の参画を阻害するため。
 - 勤務校の部活動顧問を務める教員が他校の地域指導者を兼ねる場合、大会等における引率業務が重複し、いずれの役割を優先すべきか判断が困難となるため。
- 令和 7 年度 ～（地域指導者と連携した平日部活動の実施）
 - ・ 平日部活動の小学校教員の兼職兼業許可を開始 ※中学校教員の兼職兼業は不可
※勤務時間外であれば謝金等の報酬を得ることも可能。
 - ・ 長期休業中（夏休み等）の小学校教員の兼職兼業許可を開始
※業務に支障がない範囲で、年次休暇又は特別休暇を取得して参加する必要あり
謝金等の報酬を受け取ることも可能
- 令和 8 年 9 月 ～（とよた地域クラブ活動（とよクラ）の開始）
 - ・ 中学校教員の兼職兼業許可を開始
※令和 8 年 9 月 1 日に「豊田市立学校教職員がとよた地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」を施行

3 教職員の「とよクラ」での参加希望状況と配置スケジュール

- スケジュール

令和 8 年 5 月	全教職員を対象に参加希望調査を実施
6～7 月	参加希望者の活動校の調整
8 月	地域指導者登録・兼職兼業手続
9 月	兼職兼業による活動を開始

- 参加希望者人数（令和 8 年 7 月 1 0 日時点）

	参加希望者数	割合（括弧内：全職員数）
中学校教員	215 人	21.1%（1,018 人）
小学校教員	66 人	3.5%（1,909 人）
特別支援学校	1 人	—
合計	282 人	9.6%（2,927 人）

4 今後の課題

- ・ 平日の活動に教員が参加する場合、勤務時間と活動時間が重なるため、活動開始時間に指導者として入ることのできない時間帯が発生し、15～30 分の空白時間ができるため、補助員等の教員以外の人員配置が必須。
- ・ 本課題の解決に向け、愛知県教育委員会に対し、時差勤務の時間拡大（15 分 → 30 分）及び年休制度の改正（15 分単位での年休取得）を要望中。

« 教員（定時：勤務開始 8:00・終了 16:30）が参加した場合のモデル »

